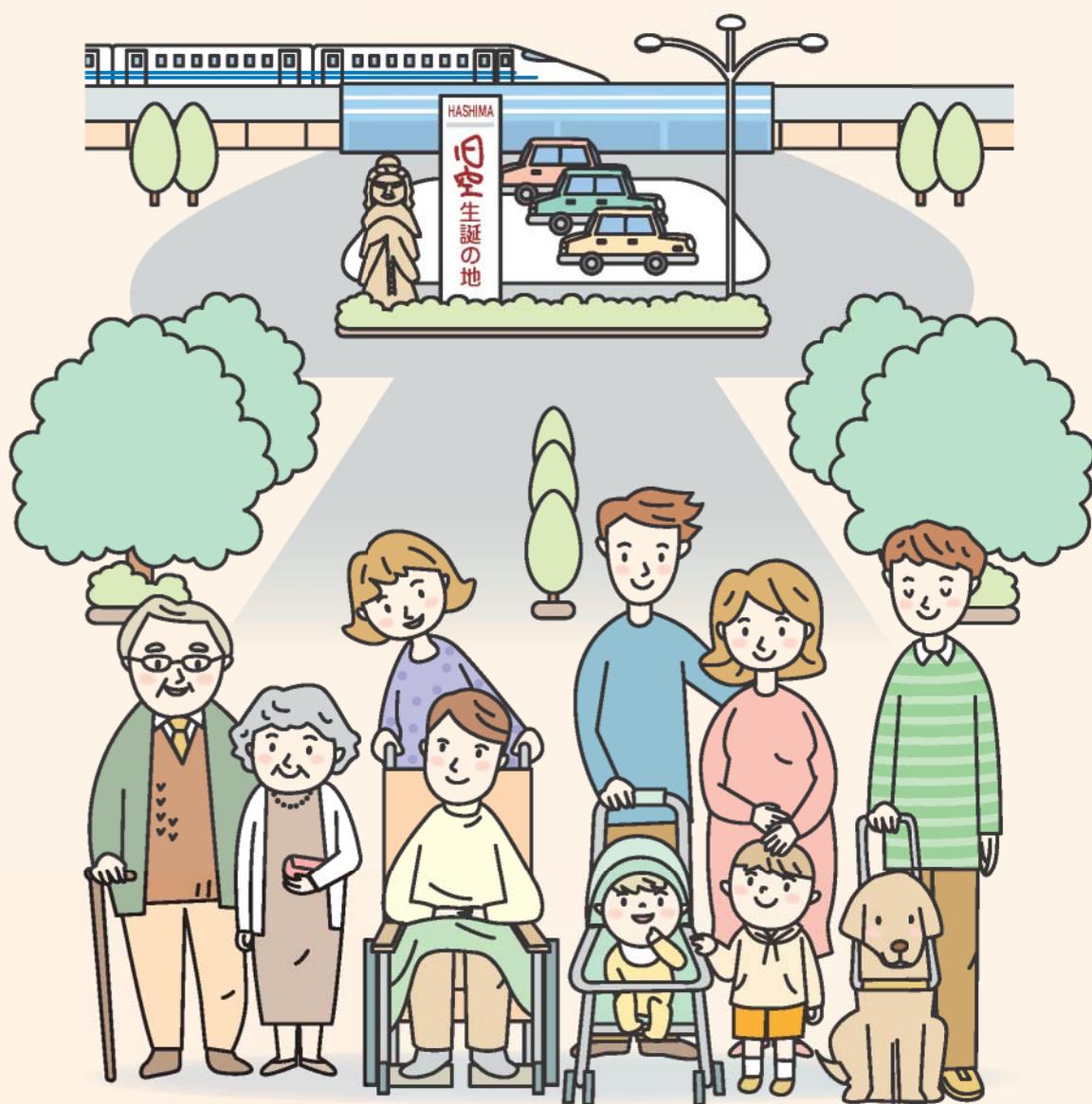




岐阜羽島駅周辺

交通バリアフリー基本構想



岐阜県 羽島市

平成16年12月

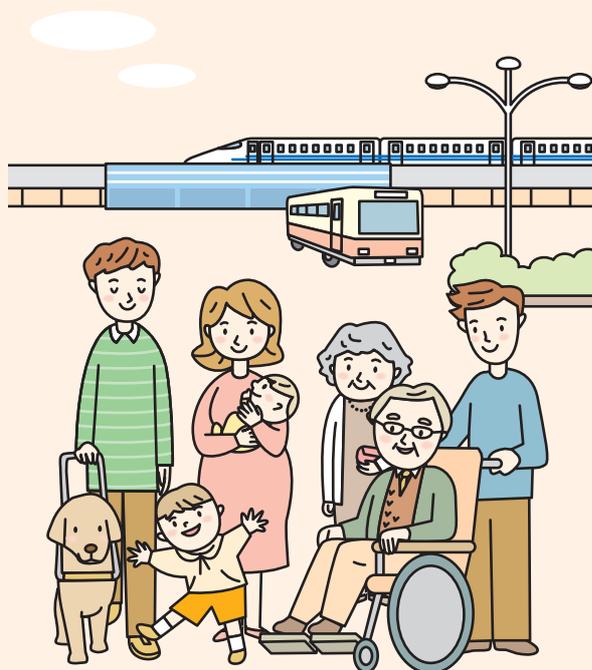
交通バリアフリー基本構想について

我が国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進行し、高齢社会が到来すると予想されています。このため高齢者・障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備することが急務であり、鉄道やバスをはじめとする公共交通機関を利用した移動の果たす役割は極めて大きくなっています。このような状況を踏まえて、交通のバリアフリー※1化を促進するための各施策を総合的に講ずる必要から平成12年11月に『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)』が制定されました。

羽島市においても、高齢化の傾向が著しく、障害者の方も多く在住されています。全ての市民一人ひとりが生き生きとした人生を過ごせるようなまちづくりを進めていくことが重要な方向性の一つとなっています。これは、高齢者の方、障害者の方、全ての市民が分け隔てなく、ともに生活できるようなユニバーサルデザイン※2のまちづくりを目指すものであります。

「岐阜羽島駅周辺交通バリアフリー基本構想」は、「交通バリアフリー法」に基づき、高齢者や身体障害者などの方々が鉄道やバスをはじめとする公共交通機関を利用して公共施設、福祉施設などへ安全に円滑に移動できる環境を整えることを目的に市民や各団体の意見をうかがい、駅周辺のバリアフリー点検を実施して策定いたしました。

今後は、基本構想を基に、市民、事業者、行政等が連携を図り、バリアフリー化のための事業を進めていきます。このことにより、新しい時代のJR岐阜羽島駅とその周辺のまちづくりの実現を目指していきます。



※1 バリアフリー

高齢者、身体障害者、妊婦、幼児、乳母車を押す人などにとって障壁(バリア)となっているものを除去(フリー)すること。物理的な障壁な除去のみならず、情報、制度、意識などについての障壁を除去することも重要なバリアフリーです。

※2 ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などに関わらず、最初から多くの人が利用しやすいように都市空間や生活環境をデザインする考え方やその試みです。

交通バリアフリー基本構想で定めていること

- この基本構想は、交通バリアフリー法に基づき、2010年(平成22年)までに整備することを目標としています。
- 羽島市におけるバリアフリーの基本方針を示しています。
- 岐阜羽島駅周辺地域において重点的にバリアフリーを実施する範囲を設定しています。
- バリアフリー化を実施する経路を設定しています。
- バリアフリー化の推進に向けて、ソフト面の対策を示しています。



利便性を活かし人々が集う、 すべての人が安全・安心な広域の玄関口



Ⅰ 人々が集い交流する玄関口を支えるバリアフリー化の推進

→ 岐阜県をはじめ広域の玄関口として、
交流拠点性の高いにぎわいある“まち”の実現を目指す

Ⅱ すべての人にやさしいバリアフリー化の推進

→ 高齢者・身体障害者のみならず誰もが
利用しやすい“まち”を目指す

Ⅲ 安全で安心できる交通環境の実現

→ 道路の安全な通行や夜間時における歩道照明
施設の充実などや道路の安全な通行、安全・安心
な交通環境を目指す

Ⅳ 市民、公共交通事業者、行政等が 一体となったバリアフリー化の推進

→ 市民と行政・事業者が連携・協働し、三者の
パートナーシップによる実現を目指す

Ⅴ 「心のバリアフリー」の推進

→ 「かたちのバリアフリー化」のみならず
ソフト面のバリアフリー化を目指す



交通バリアフリー基本構想での取り組み

I 人々が集い交流する玄関口を支えるバリアフリー化の推進

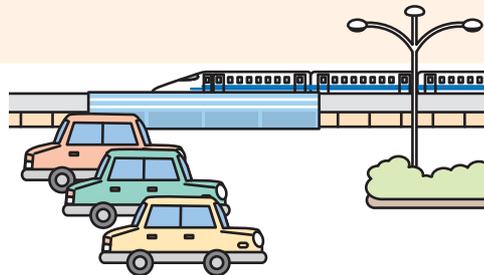
JR岐阜羽島駅は、新幹線駅であり、広域からの利用者が多い駅となっています。このため、岐阜県をはじめとする広域の玄関口として、交流拠点性の高いにぎわいある“まち”の実現を目指し、玄関口としてふさわしいバリアフリーの実現に向かって取り組んでいきます。

特に、駅前広場の改善やにぎわいを創出するシンボルや公共空間の確保、駐輪場などの煩雑さの解消などを進めていきます。

具体的な改善計画

- ・ 駐輪場の整理・整備及び利用者マナー向上への啓発活動
- ・ 駅前広場の利用形態を検討

など



II すべての人にやさしいバリアフリー化の推進

バリアフリーの中には、ノーマライゼーション*の考え方として、全ての人が平等に社会活動ができる環境を作ることも含まれます。さらに、ユニバーサルデザインとして、全ての人が利用可能なように計画を進める考え方が浸透してきています。このため、高齢者・身体障害者のみならず誰もが利用しやすい“まち”を目指していく必要があります。

高齢者や身体障害者が安全に移動ができるような誘導はもちろんですが、段差や勾配の解消などの妊婦やベビーカーの利用者などといった人が円滑に移動できる整備を進めます。

* ノーマライゼーション

障害の有無に関わらず、すべての人が平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営むことを可能にすること

具体的な改善計画

- ・ 構内のバリアフリー化
- ・ 歩道のバリアフリー化
- ・ 歩行者の安全な移動のための整備（誘導ブロック）

など



III 安全で安心できる交通環境の実現

道路の段差解消などを進めるだけではなく、安全に移動ができる整備も重要となります。安全な移動を確保するために、歩行空間の確保や歩行者と自動車の分離、沿道の田畑への転落を防止するといった対策を進める必要があります。また、安心して移動することも重要な要素であり、夜間時における歩道照明施設の充実などにも配慮して、安全・安心な交通環境を目指していきます。

このため、歩車分離や交通安全対策などの安全性の確保、道路照明装置の充実による明るさの確保などの防犯・安全性の視点にも配慮して整備を進めます。

具体的な改善計画

- ・ バス停の改善
- ・ 歩行者の安全な移動のための整備（照明施設の設置、転落防止柵の設置など）
- ・ 歩行者空間の確保（歩道整備・新設、動線の明確化・短絡化）
- ・ 側道利用の見直し検討
- ・ 交差点の改良を検討
- ・ 交差点の改良にあわせた規制の検討
- ・ 歩行者用信号の設置

など



IV 市民、公共交通事業者、行政等が一体となったバリアフリー化の推進

バリアフリーの社会実現のため、市民・公共交通事業者・行政・関係団体・ボランティア等とのパートナーシップによりソフト面への取り組みを積極的に展開していきます。それぞれが担う役割や立場に応じて、協働とパートナーシップによる社会参画により、バリアフリーの実現に向かって取り組んでいきます。



- 市民と行政等との協働による継続的な取り組み
- バリアフリーに関する情報交換
- 交通安全マナー及び駐輪マナー、違法駐車等への意識啓発活動
- 賑わいのあるまちづくり

V 「心のバリアフリー」の推進

「物理的なバリアフリー(ハード面の整備)」によって、道路の段差が解消され物理的に移動が可能となっても、路上に自転車が駐輪されていれば、バリアフリーは実現していません。真のバリアフリーとは、よりよい整備と思いやりの「心のバリアフリー」の両者が整ってこそ実現できるものです。こうした思いやりの心を養い、バリアフリー環境への理解を深めていくことで、整備された施設を有効に活用していきます。



- 安心して利用できる公共交通環境の創出
- 児童・生徒、社員等に対する学校、会社での福祉教育の実施
- 市民参加の学習機会の展開

整備を実施する「重点整備地区」と「特定経路」「準特定経路」を示しています

【重点整備地区の要件】

特定旅客施設*との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者・身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設の所在地を含む地区

*5,000人/日以上の利用がある駅(JR岐阜羽島駅)

【範囲】

特定旅客施設から概ね500m～1km以内

【境界】

道路・河川・鉄道等によって明確に表示

特定経路とは・・・

特定旅客施設から、官公庁施設や福祉施設などの主要な施設(特定施設)までの移動に利用する経路であり、かつ2010年(平成22年)までに「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」に適合する整備が可能な経路を設定する。

準特定経路とは・・・

「重点整備地区」内において、特定経路としてのニーズがある経路のうち、「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準(「移動円滑化基準」)」を満たす整備(有効幅員2m以上の歩道の確保等)が困難である経路。

これらの経路については、「移動円滑化基準」が満足できなくとも可能な限りバリアフリー化を進めるほか、2010年(平成22年)以降も、継続して事業を優先的に実施していくものとする。

整備概要

|| 整備概要図 ||

- 交通島の安全確保、横断歩道の改良を検討
- 横断歩道の改良にあわせた規制の検討
- 側道利用の見直しを検討

JR岐阜羽島駅

- 構内のバリアフリー化※5
- 歩行者の安全な移動のための整備(誘導ブロック)

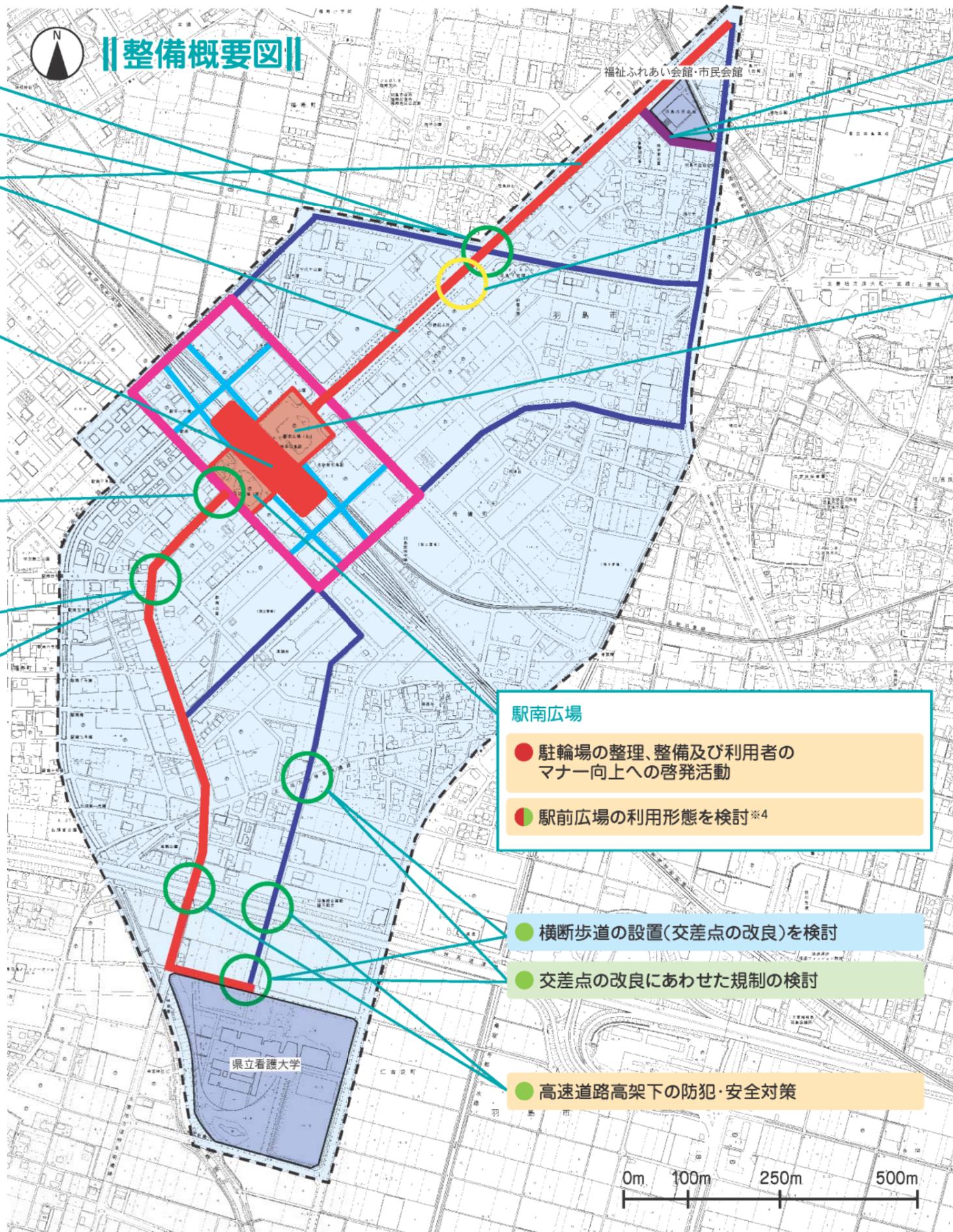
- 歩行者用信号の設置

- 交差点の改良を検討
- 交差点の改良にあわせた規制の検討

特定経路(道路及び駅前広場)全体

- 歩行者の安全な移動のための整備※1
- 歩道のバリアフリー化※2
- 歩行者空間の確保※3
- 必要な信号交差点の信号現示の適正化、音声案内装置の設置を検討

※1 誘導ブロックの設置、照明施設の設置、転落防止柵の設置など
 ※2 歩道の段差・勾配の解消、グレーチング・側溝フタの改修など
 ※3 歩道整備・新設、動線の明確化・短絡化など
 ※4 障害者用駐車スペース、横断者の安全確保、バス停の改善など
 ※5 エレベーター・エスカレーターの整備、ローカウンターの設置など



- バス停の改善
- 歩行者空間の確保※3
- バス停の位置の検討

駅北広場

- バリアフリー対応駅化を検討(新羽島駅)
- 昇降装置の設置を検討(新羽島駅)
- 駐輪場の整理、整備及び利用者のマナー向上への啓発活動
- 駅前広場の利用形態を検討※4

【凡例】

- 重点整備地区(約120ha)
- 特定旅客施設(JR岐阜羽島駅)
- 特定経路(駅前広場)
- 特定経路(主要骨格軸)
- 特定経路(波及効果)
- 特定経路(H16.11整備)
- 準特定経路(補完機能)
- 準特定経路(駐車場)

- 公共交通特定事業
- 道路特定事業
- 交通安全特定事業
- その他事業

- I.人々が集い交流する玄関口を支えるバリアフリー化の推進
- II.すべての人にやさしいバリアフリー化の推進
- III.安全で安心できる交通環境の実現



バリアフリーの社会の実現に向けて

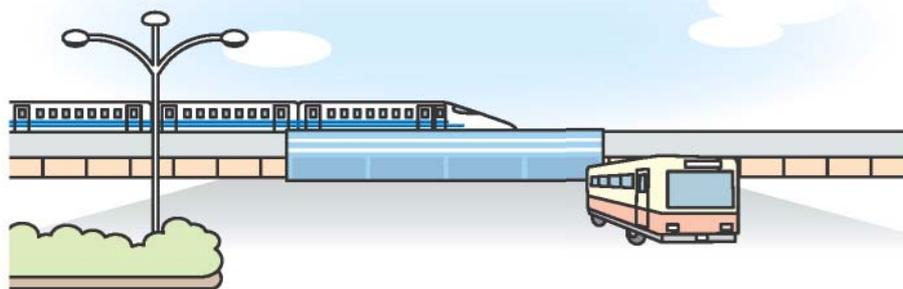
バリアフリーの社会の実現に向けて、基本構想に基づき目標年次である2010年(平成22年)までの実施を目指して特定事業を進めていきます。また、特定事業として位置づけられていないものについても、特定事業の実施とあわせて実施することが効果的なものなどについては、実施・検討をしていきます。さらに、交通バリアフリー法では位置づけがありませんが、特定経路の整備をより効果的にするために準特定経路を設け、バリアフリー化を検討していきます。

あわせて、ソフト面についてもバリアフリー環境を創出していくことで、多くの人にバリアフリーの配慮の重要性について認識され、バリアフリーが一般的なものとして定着していくことを期待しています。また、この基本構想で示したソフト面の対策は一例であり、さらに皆さんの意識の高揚に伴って様々な活動を展開していきます。

今後は、羽島市が中心となり基本構想にまとめられた事業の進捗状況を把握し、推進を図るとともに、市民と協働で確認し、維持管理を進めていきます。このために、バリアフリーを実現する推進体制についての設置を検討していきます。

市民の皆さんには、事業の実施にあたって、ご理解とご協力をお願いします。また事業の実施後は、高齢者や障害者等の方々へ配慮をお願いします。さらに普段の生活の中でも「心のバリアフリー」に取り組んでいただき、思いやりの心を持って行動することにご協力下さい。

- 特定事業計画を策定し、各事業者がバリアフリー化に取り組んでいきます。
- あわせて整備することが効果的な事業についても実施・検討していきます。
- 市民意識の高揚を図り、様々なソフト施策を展開していきます。
- 市民と行政等が協働で、維持管理に努めていきます。
- バリアフリーを実現する推進体制の設置を検討していきます。



羽島市 建設部 都市計画課

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻55番地
TEL (052) 392-1111 (内線2133) FAX (052) 392-8238

R100
古紙配合率100%